

記 録

令 和 5 年 6 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和5年6月28日（木）

記 録

令和5年6月農業委員会定例総会議事録

令和5年6月農業委員会定例総会を令和5年6月28日（木）午後3時から
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

欠席委員（なし）

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（15名）

15番	黒木藤市	16番	黒木豊喜
17番	黒木幸義	18番	野田正明
19番	黒木眞壽美	20番	佐藤力
21番	菊田泰徳	22番	山口佐知男
24番	児玉恭司	25番	直野廣義
26番	黒木和男	27番	黒木義行
28番	赤木康	29番	矢野陸男
30番	橋口泉		

事務局出席者

事務局長	多田好太郎	事務局長補佐	柏田高宏
主任主事	井本彩	主任主事	黒木信介

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

3番 黒木 耕作 委員

11番 海野 善文 委員

日程第2

議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

議案第35号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第36号 非農地証明願いについて

議案第37号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第30号 取消願いについて

報告第31号 取下書について

報告第32号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

その他

記 録

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 それでは、ただいまから令和 5 年 6 月日向市農業委員会定例総会を開会します。なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話をマナーモードに設定してください。また、発言される際は議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますのによりしくお願いします。

それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に 3 番黒木耕作委員、11 番海野善文委員を指名します。よろしくお願ひします。

次に議案審議に入ります。
ここで一旦休憩いたします。

(休憩)

議長 それでは再開します。
まず議案第 31 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 受付番号 29、土地の所在地は比良町、畑が 1 筆で 148 m²です。
譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望で、権利の種類は売買による所有権移転で、許可後は露地野菜を栽培されると伺っています。
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございます、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
以上 1 件、皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
それでは、番号 29 担当の 28 番委員から補足があれば説明をお願いします。

28 番委員 28 番委員です。問題ありません。

議長 ありがとうございます。それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。
ここで一旦休憩いたします。

(休憩)

議長 それでは再開します。
次に、議案第 31 号番号 29 を除いた番号 22 から番号 31 までについて事務局に説明をお願いします。

事務局 受付番号 22、27 は関連がありますので併せて説明します。土地の所在地はどちらも塩見、22 は田が 3 筆、畑が 1 筆で 2,235 m²、27 は田が 1 筆で 29 m²です。

<p>事務局</p>	<p>現況は、この5筆で1枚の田になっているということで、22の土地を親子間の生前贈与に併せて、27の土地についても譲渡人から贈与を受けることとなり申請されたものです。</p> <p>譲受人は兼業農家で、許可後もこれまで同様水稻を作付けされると伺っています。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>受付番号23、土地の所在地は富高、田が3筆、畑が2筆で2,795㎡です。</p> <p>譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望、権利の種類は売買による所有権移転です。</p> <p>許可後は、田では水稻、畑では果樹を栽培されると伺っています。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>受付番号25、土地の所在地は塩見、畑が1筆で316㎡です。</p> <p>譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望で、権利の種類は売買による所有権移転です。</p> <p>譲受人は花きを栽培している認定新規就農者で、申請地でも花きを栽培されると伺っています。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>受付番号26、土地の所在地は東郷町山陰、畑が2筆で801㎡です。</p> <p>申請地は3月の総会であっせんが出ていた案件の一部で、譲受人が自宅の隣接地のみ購入するため、申請されました。許可後は、露地野菜を作付けされると伺っています。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>受付番号28、土地の所在地は塩見、畑が1筆で105㎡です。</p> <p>譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望、権利の種類は売買による所有権移転で、申請地は譲受人の自宅の隣接地ということで、露地野菜を栽培しながら管理をしていきたいとのことです。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>受付番号30、土地の所在地は日知屋、畑が1筆で908㎡です。</p> <p>譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望で、権利の種類は売買による所有権移転です。</p> <p>譲受人は申請地の隣接地で事業を営んでおり、許可後は露地野菜を栽培されると伺っています。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>受付番号31、土地の所在地は美々津町、畑が2筆で716㎡です。</p> <p>譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望で、権利の種類は売買による所有権移転です。</p> <p>許可後は露地野菜を栽培されると伺っています。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>以上8件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、番号22、27担当の2番委員及び20番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>

記 録

- 2 番委員 2 番委員です。問題ありません。
- 2 0 番委員 2 0 番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。それでは、番号 2 3 担当の 7 番委員、9 番委員及び 2 1 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 7 番委員 7 番委員です。問題ありません。
- 9 番委員 9 番委員です。問題ありません。
- 2 1 番委員 2 1 番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。それでは、番号 2 5、2 8 担当の 9 番委員及び 1 6 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 9 番委員 9 番委員です。問題ありません。
- 1 6 番委員 1 6 番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。次に、番号 2 6 担当の 1 4 番委員及び 2 5 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 1 4 番委員 1 4 番委員です。問題ありません。
- 2 5 番委員 2 5 番委員です。問題ありません。
- 事務局 ありがとうございます。次に、番号 3 0 担当の 3 番委員及び 2 7 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 3 番委員 3 番委員です。問題ありません。
- 2 7 番委員 2 7 番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。次に、番号 3 1 担当の 1 7 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 1 7 番委員 1 7 番委員です。問題ありません。
- 議長 それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので番号 2 2 から 3 1 を原案のとおりとします。
次に、議案第 3 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。

記 録

- 事務局 受付番号7、土地の所在地は東郷町迫野内、田が1筆で243㎡です。
転用目的は倉庫ですが、既に転用済みとなっています。議案書の倉庫の後に追認と追記をお願いします。申請人にお話しを伺ったところ、農地法の手続きが必要なことを知らず、倉庫を建ててしまっていたとのことで、始末書も提出されています。
申請地は、周囲の農地の状況から中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第4条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません
以上1件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号7担当の6番委員及び18番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 6番委員 6番委員です。問題ありません。
- 18番委員 18番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので番号7を原案のとおりとします。
次に、議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号10、土地の所在地は美々津町、田が1筆で340㎡です。
権利の種類は贈与による所有権移転で、個人住宅建設となっています。汚水の排水は公共枡を設置し、西側の農業集落排水本管に接続して行い、雨水の排水は西側道路側溝に接続して行い、北側農地との境界にはブロック塀を設置するため、周辺農地に影響はないものと思われます。
申請地は周囲の農地の状況から、第1種農地に該当しますが、既存集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外に該当します。
農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。
受付番号11、土地の所在地は平岩、畑が2筆で334㎡です。
権利の種類は贈与による所有権移転で、転用目的は個人住宅です。追認とありますとおり、以前から宅地として利用されていたとのことで、譲渡人から始末書が出されています。雨水の排水は南側道路側溝に接続して行い、汚水の排水は合併浄化槽を設置し、南側道路側溝に接続して行います。
申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。
受付番号12、土地の所在地は美々津町、畑が1筆で214㎡です。
権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的は個人住宅です。
雨水の排水は北側道路側溝に接続して行い、汚水の排水は北側の集落排水に接続して行い、境界にはブロック塀を設置するため、周辺農地に影響はないも

記 録

事務局	<p>のと思われます。</p> <p>申請地は周囲の農地の状況から、第1種農地に該当しますが、既存集落に接続して建築されるものであり、不許可の例外に該当します。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。</p> <p>受付番号13、土地の所在地は美々津町、田が1筆で112㎡です。</p> <p>権利の種類は贈与による所有権移転で、転用目的は個人住宅です。</p> <p>雨水の排水は東側の水路に接続して行い、汚水の排水は公共枡を設置し、北側の農業集落排水に接続して行い、境界にはブロック塀を設置するため、周辺農地に影響はないものと思われます。</p> <p>申請地は周囲の農地の状況から、第1種農地に該当しますが、既存集落に接続して建築されるものであり、不許可の例外に該当します。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。</p> <p>以上4件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号10、12、13担当の17番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
17番委員	<p>17番委員です。問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号11担当の8番委員及び24番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>8番委員です。問題ありません。</p>
24番委員	<p>24番委員です。問題ありません。</p>
議長	<p>それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですのでお諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので番号10から13までは原案のとおりとします。</p> <p>次に議案第34号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、土地の所在地は平岩、期間は、令和5年8月1日から10年で、賃貸借権の設定、再配分となっています。</p> <p>番号4から7は、土地の所在地は東郷町坪谷、期間は令和5年8月1日から5年、新規の賃貸借権の設定です。</p> <p>番号8から11、土地の所在地は財光寺、期間は令和5年8月1日から5年、新規の賃貸借権の設定です。</p> <p>以上9件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。</p>

記 録

議長 ありがとうございます。
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので番号3から11までは原案のとおりとします。
次に議案第35号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 番号2、土地の所在地は平岩、地目は畑が2筆で2,000㎡です。期間は、令和5年7月1日から10年で、権利の種類は賃貸借権の設定です。
番号3、土地の所在地は財光寺、地目は田が3筆で990㎡です。期間は、令和5年7月1日から1年間で、権利の種類は賃貸借権の設定です。
こちらは今年2月の総会で、あっせんの出が出ていた案件がまとまり申請されたもので、まずはお試しでということで、1年間のみの設定となっております。
以上2件、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
番号2担当の8番委員及び24番委員から補足があれば説明をお願いします。

8番委員 8番委員です。問題ありません。

24番委員 24番委員です。問題ありません。

議長 それでは、番号3担当の4番委員及び24番委員から補足があれば説明をお願いします。

4番委員 4番委員です。問題ありません。

28番委員 28番委員です。問題ありません。

議長 ありがとうございます。
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので番号2、3は原案のとおりとします。
次に議案第36号非農地証明願いについてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。

記 録

事務局	<p>受付番号9番、土地の所在地は東郷町山陰、登記地目は田、登記面積は2筆で1,413㎡です。</p> <p>こちらの案件は、申請人が以前3条申請をされた際に、所有農地が雑種地となっていたため是正を行うよう指導し、申請されたものです。申請内容どおり、台風で土砂が流入し、現況としては雑種地の状態となっているため、農地として復旧することが困難な土地です。</p> <p>受付番号10番、土地の所在地は幸脇、登記地目は畑、登記面積は793㎡です。</p> <p>先日担当委員と一緒に現地調査で確認したところ、申請内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難であり、現況としては原野の状態でした。</p> <p>受付番号11番については、資料の訂正をお願いします。現況地目の誤りです。正しくは、登記地目畑2筆は山林、登記地目田1筆は原野となっています。</p> <p>土地の所在地は富高、登記地目は畑が2筆で231㎡、田が1筆で228㎡です。</p> <p>先日担当委員と一緒に現地調査で確認したところ、申請内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難であり、現況としては山林及び原野の状態でした。</p> <p>以上3件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号9担当の14番委員及び29番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
14番委員	14番委員です。問題ありません。
29番委員	29番委員です。問題ありません。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号10担当の10番委員及び26番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
10番委員	10番委員です。問題ありません。
26番委員	26番委員です。問題ありません。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号11担当の7番委員、9番委員及び21番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
7番委員	7番委員です。問題ありません。
9番委員	9番委員です。
21番委員	21番委員です。問題ありません。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようですのでお諮りします。</p>

記 録

議長 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので番号9から11までは原案のとおりとします。

次に議案第37号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局

農業委員会事務の実施状況等については、農業委員会等に関する法律第37条で農業委員会は事務の実施状況等を公表しなければならないと規定されていることから、今回、議案として審議していただくものでございます。

それでは、内容について説明します。

I「農業委員会の状況」では、管内の耕地面積や農家数、農業委員会の体制等を記載しております。

II「最適化活動の実施状況」につきまして、現状及び課題、目標及び実績等については、記載のとおりです。令和4年度の新規集積は8haとなっています。

続きまして、III「事務の実施状況」ですが、昨年度1年間の許可申請等についてまとめています。

ここまでが、議決後ホームページ等で公表を行う事項となっています。ここまでのについては、質疑等により適宜修正を行いたいと思っておりますが、次の資料については、皆様に意見を出していただきたい内容となっています。個別の活動実績、成果実績については参考として記載していますが、あくまで個人評価ですのでこちらはそのままとさせていただきたいと思っております。

説明は以上となります。皆様のご審議を、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。

28番委員

28番委員です。自分の活動実績に、この3年間はコロナ禍の影響で人になかなか会うことができず、活動が難しかったということを書いていただきたいと思っております。

議長 ありがとうございます。

他に何でも結構ですので、ご意見がありましたら、遠慮なさらずにお願いいたします。

ここで一旦休憩いたします。

(休憩)

議長 それでは再開します。

それではただいま説明のありました案件につきまして、他に質問等はありませんでしょうか。

ないようですのでお諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおりとします。

記 録

議長 以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
続きまして、報告27号から第32号までについて、事務局長から報告をお願いします。

事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付等について、ご報告申し上げます。

先ず、報告第27号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。届出の件数は13件、土地は田3筆、畑18筆で面積は8,648.88㎡であります。転用目的につきましては、店舗、住宅、駐車場、事業用地であります。

次に、報告第28号農地法第18条第6項の規定による通知についてであります。届出の件数は5件、土地は田5筆で面積は7,056㎡であります。

次に、報告第29号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてであります。届出の件数は1件、土地は田4筆で面積は1,454㎡であります。

次に、報告第30号取消願いについてであります。令和5年4月20日に届出がありました「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」ですが、令和5年5月18日に取消願が提出されました。

次に、報告第31号取下書についてであります。議案書では51ページからです。令和5年4月20日に申請がありました「農地法第3条第1項の規定による許可申請」ですが、令和5年5月16日に取下書が提出されました。

最後に、報告第32号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。令和5年4月の定例総会にて可決した5条申請2件が県知事許可されています。

以上ご報告申し上げます。

議長 ありがとうございました。
それではただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

質問等もないようですので、これもちましてすべての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。